

令和4年度 松山市障がい者虐待防止等研修 開催要領

1. 目的

障害者虐待防止法は、障がい者に対する虐待の禁止、防止及び早期発見、保護と自立のための支援、併せて養護者への支援等を法律に定めることにより、障がい者の権利利益の擁護を目的としています。虐待防止へ向けた体制づくりには、行政や関係機関、民間団体等との体制整備が今後ますます重要となってきます。

本研修会では、感情をコントロールし、円滑なコミュニケーションから人間関係の構築や職場内の環境を整えることで、障がい者が安心して、安全に過ごす場の提供を目指す目的として開催いたします。

2. 主催

松山市／社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

3. 開催日

令和4年7月22日(金) ①15:00～17:00 ②18:00～20:00
8月4日(木) ③15:00～17:00 ④18:00～20:00

※研修①～④ 各40名定員(参加人数によっては調整)
今年度は全て同じ内容となっております

4. 開催場所

松山市総合福祉センター 5階 中会議室

5. 受講対象者

市内障害者支援施設・市内指定障害者福祉サービス事業所の全職員
(管理職の職員も含む)。ただし、1事業所につき2名程度とする。

6. 研修内容

「イライラ・怒りとの上手なつきあい方
～アンガーマネジメントを虐待防止に活かす～」
まなのき 代表 石井 真奈 氏

7. 申込み

松山市社会福祉協議会ホームページ、または下記URLや二次元コードより
申込みください。

<https://forms.gle/Prjf1mdbjrw8CKTk9>

8. 申込締切日

令和4年7月11日(月) 必着

9. 受講料

無料



※新型コロナウイルスの感染状況によりオンライン開催とさせていただく事があります
ので、ご了承ください。

【お問合せ先、お申込先】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 (市役所別館1階 福祉・子育て相談窓口内)
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会
事業部 総合相談支援課 (障がい者総合相談窓口)
担当：重松・若江 TEL089-943-6307/FAX089-943-6688